

「埼玉県食品バイオマス資源循環推進研究協議会」組織規約

最終改正 令和2年4月1日

1 名 称

本会の名称は、埼玉県食品バイオマス資源循環推進研究協議会（以下「協議会」という。）とする。

2 目 的

埼玉県内で発生する食品バイオマス活用の取組について、これらに関わる企業・団体等のネットワークを構築し、それぞれの得意分野を活かした連携・情報交換の場を作ることにより、情報・認識の共有化を図り、もって、埼玉県の食品バイオマスの円滑で効果的な資源化の推進を目的とする。

3 活 動

協議会は、前項の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 食品バイオマスの利活用に関するシンポジウムや勉強会の開催
- (2) 食品バイオマスの利活用に関する情報提供
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

4 会 員

会員は、協議会の趣旨に賛同する企業及び団体・自治体・個人等とする。

5 会 費

協議会の運営に必要な会費は無料とする。ただし、運営状況により改正が必要な場合は総会で決定する。

6 役 員

- (1) 協議会に次の役員を置く。
会長 1名。
- (2) 会長は、総会において選任する。
- (3) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (4) 会長の任期は2年とする。ただし再選は妨げない。会長は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

7 幹 事

- (1) 活動内容を企画・立案するため、幹事を置くことができる。
- (2) 幹事は、会長が指名する。

8 総 会

- (1) 総会は、協議会の運営企画等の重要事項を決定する。
- (2) 総会の議長は、会長が当たる。

9 事 務 局

協議会の事務局は、埼玉県農林部農産物安全課に置く。

附則 この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この規約を、令和2年4月1日から施行する。